

平成27年度 城陽市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

今日、急速な少子高齢化の進行とともに家族の少人数化、近隣住民間のつながりの希薄化等により、「孤立」が原因の事故や被害が発生しています。一方で、平成23年の東日本大震災をはじめとし、近年府内でも平成24年から毎年のように豪雨災害に見舞われる中、改めて住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現が求められているところです。

本会では、平成25年度からの5か年計画である「地域福祉活動計画Ⅳ」の基本理念「あの人の幸せを 私の幸せに」に基づき、住民同士でお互いを思いやり助けあう風土の醸成と活動の再構築を行っていくこととしています。今年度は、計画推進の3年目として、さらに住民と地域福祉関係団体・事業者がより強い絆で結ばれるよう事業展開を図ってまいります。

まず、災害ボランティアセンターを常設化することとし、市行政及び推進協議会参画団体並びに各種団体と連携し、災害時に即応するための必要な資材や資金の整備を進め、訓練や研修を通して人材養成を図りながら災害時のボランティアの受入体制づくりに努めてまいります。

また、地域福祉活動の基盤となる校区社協拠点の設置について、さらなる箇所数の増加に向けて取り組むとともに、高齢者等が気軽に集える居場所づくりと見守り等地域で支えあえる関係づくりを進めます。特に介護保険制度改正に伴い、介護予防事業の多くが地域の助けあい活動へと期待が寄せられる中、地域拠点としての機能性を高め、専門職との連携を図ることにより、拠点をより有効活用し維持できるよう方策を検討します。併せて、市民の方々が本来持っている優しさを普段から地域の中で発揮できる場や仕組みづくりを校区ごとの活動計画づくりの中で進めてまいります。

地域の総合相談・連携の窓口としてさらなる強化が必要な地域包括支援センターにおいては、地域ケア会議をすべての地域で開催し支援のネットワーク構築に努めるとともに、引き続き日常生活支援のための高齢者や障がい者に優しいサービスや社会資源情報を共有し、併せて関係者や在宅介護者の研修等にも取り組めます。

一方、介護保険等事業では平成27年度からの制度見直しにおいて、経営面においては厳しい環境となりますが、利用者の細かなニーズにより対応できるよう事業運営体制の見直しを図りつつ、安定的な経営に努めてまいります。

本会としては、今年度上記のような取り組みを柱として、地域包括ケアシステムの構築や介護予防・日常生活支援総合事業の実施にも寄与すべく、以下に示す重点目標を掲げて計画的な事業展開を図ってまいります。

2. 重点目標

1. 身近な地域のつながりを強めるネットワークづくり(つながる)

(1)校区社協活動と基盤の強化支援

①校区社協拠点づくりの推進

校区社協活動の活性化を図るため、各校区社協の拠点づくりへの支援を通じて計画的な設置を進めます。

②校区别活動計画の策定推進

住民団体・関係機関とともに、よりきめ細かい校区别活動計画の策定に向け、地域実態の把握を進めます。

(2)住民と専門職で創りあげる福祉コミュニティ

③見守り活動の充実

地域における孤立防止と災害等緊急時の支援のために、平常時における見守りやつながりあいを強化するため、校区社協をはじめとした見守り活動を推進する団体への助成と定期的活動の拡充に努めます。

④ふれあいサロンにおける認知症予防に向けた取り組みの推進

地域で行われているふれあいサロン等交流事業において、認知症予防の取り組みを織り交ぜられるよう人材育成に取り組みます。

2. 安心して気軽に集まれる地域の居場所づくり(あつまる)

(3)福祉活動を行う人たちと活動場所の充実

⑤地域内拠点活動の充実

校区社協拠点をはじめとするサロン活動等福祉活動の場所へ専門職が出向き、連携して相談支援活動の充実に努めます。

(4)課題を抱えた人たちが気軽に集まれる場所の発掘と当事者支援

⑥当事者団体等との情報交換の場の設定

当事者の立場に沿った活動や支援の形を考える機会として、情報交換のための懇談会等を実施します。

3. 暮らしの基盤を地域と支える仕組みづくり (ささえる)

(5) 公的制度における福祉サービスの充実

⑦ 生活困窮者支援に向けたルールづくり

今年度から本格的に始まる生活困窮者支援について、生活福祉資金をはじめとした諸事業の課題整理、及び行政と連携した支援ルールづくりに努めます。

⑧ 介護保険等契約によるサービスの充実と経営の安定化

平成 27 年度介護保険制度の見直しを受けて、利用者の細かなニーズに対応できるよう介護保険事業である「居宅介護支援事業（ケアプラン作成）」「通所介護（デイサービス）」「訪問介護（ホームヘルプサービス）」及び、障害者総合支援法による「居宅介護（ホームヘルプサービス）」の質的向上を図り、効率的な運営を行います。

⑨ 老人福祉センターの充実

健康・教養等の各種講座の企画とともに、高齢者が長年培ってきた生活や文化活動の知恵を地域に還元できるよう、また介護予防の取り組みに向けて、運営委員会等で検討します。

(6) 制度外の独自事業の充実と社会資源の活用

⑩ 社会資源情報共有及び事業者連携体制の構築

高齢者や障がい者に優しいお店・サービスの情報を広く共有するシステムの運用及び、事業者との具体的な連携体制を構築し、地域ぐるみで支え見守りあえる地域づくりを進めます。

⑪ 介護予防・日常生活支援総合事業の開発に向けた検討 新規

介護保険制度改正により新たに求められてくる要支援の方々への支援事業について、既存事業の充実や新規事業の開発等様々な角度からの検討を進めます。

4. 一人ひとりの思いを叶えるなかまづくり(かなえる)

(7) 福祉教育・福祉啓発・ボランティア活動の推進

⑫ ボランティア活動の活性化とボランティアグループ支援

ボランティア活動者の増員とボランティアグループ組織の基盤強化を支援するため、市民が気軽に活動に触れられる機会として、講座やイベントを開催し、ボランティア活動が身近になるよう取り組みます。

⑬ 在宅介護者の介護技術の向上支援 新規

在宅の介護者へ適切な介護方法を伝える講習会を開き、介護負担の軽減に努めます。

(8)福祉サービス利用支援の充実

⑭地域包括支援センターの充実

市内の在宅介護支援センター等の協力を得て相談窓口の充実や課題の把握に努めるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、今年度から地域ケア会議をすべての地域において実施し、医療との連携や地域におけるネットワークの構築による問題解決能力を高めます。

⑮福祉サービス利用援助事業の実施

ニーズが増加・複雑化している福祉サービス利用援助事業において日常生活を支える生活支援員の増強・研修の充実を図ります。

5. いつも頼りにされる組織づくり(たよれる)

(9)市社協組織と財政の強化

⑯職員研修の充実

全ての市社協職員が地域における社協の役割や意義を理解し、地域福祉の推進に協働して取り組める基礎研修及び階層・分野別研修の充実を図ります。

⑰情報の公開による透明性の向上

法人の収支状況をはじめとする様々な情報を社協だよりやホームページ、各センターの情報コーナーの活用により、情報公開及び発信を積極的に進めます。

(10)適切な情報管理と緊急時体制の構築

⑱災害ボランティアセンター常設化及び具体的組織運営 新規

本会と市行政との間で災害ボランティアセンター運営等に関する協定を締結し、災害ボランティアセンターの常設化を図り、新たに構成される推進協議会とともに訓練・研修の実施など具体的取り組みを進め、災害時支援体制の強化を図ります。

⑲社会福祉法人新会計基準における適正な会計処理

公益性の高い社会福祉法人運営を常に意識し、基準に準拠した会計処理を徹底し、適切な予算執行と財務諸表の作成に努め、法人の公正かつ安定した運営を図ります。